

盛岡広域振興局長告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年6月20日

盛岡広域振興局長 杉原永康

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200113	社会福祉法人紫波会	にいやま荘訪問入浴介護事業所	紫波郡紫波町桜町字三本木46番地1	平成26年3月31日